

# 病弱教育に期待すること

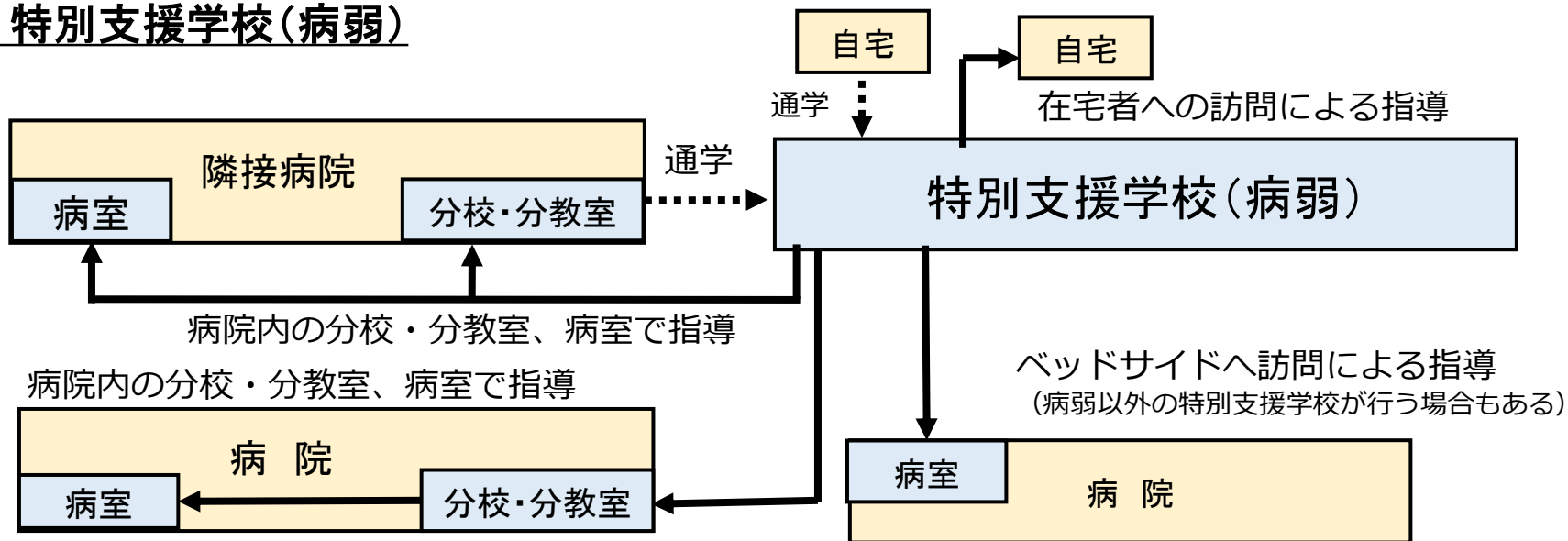
## 内容

1. 病弱教育の現在の状況
  2. 学習指導要領
  3. 遠隔教育
  4. 病弱教育に関する最近の動向
  5. さいごに
- ※ 参考資料

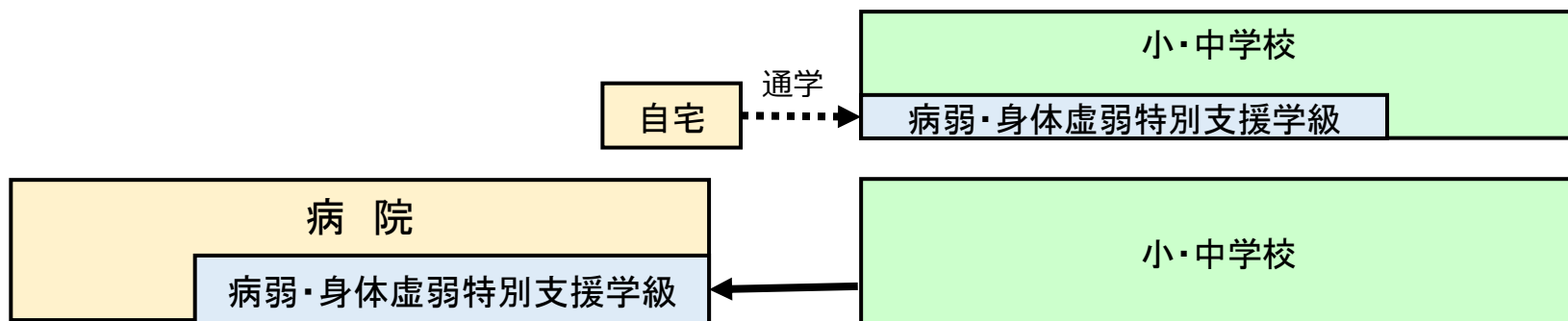
## 内容

1. 病弱教育の現在の状況
  2. 学習指導要領
  3. 遠隔教育
  4. 病弱教育に関する最近の動向
  5. さいごに
- ※ 参考資料

## 1. 特別支援学校（病弱）

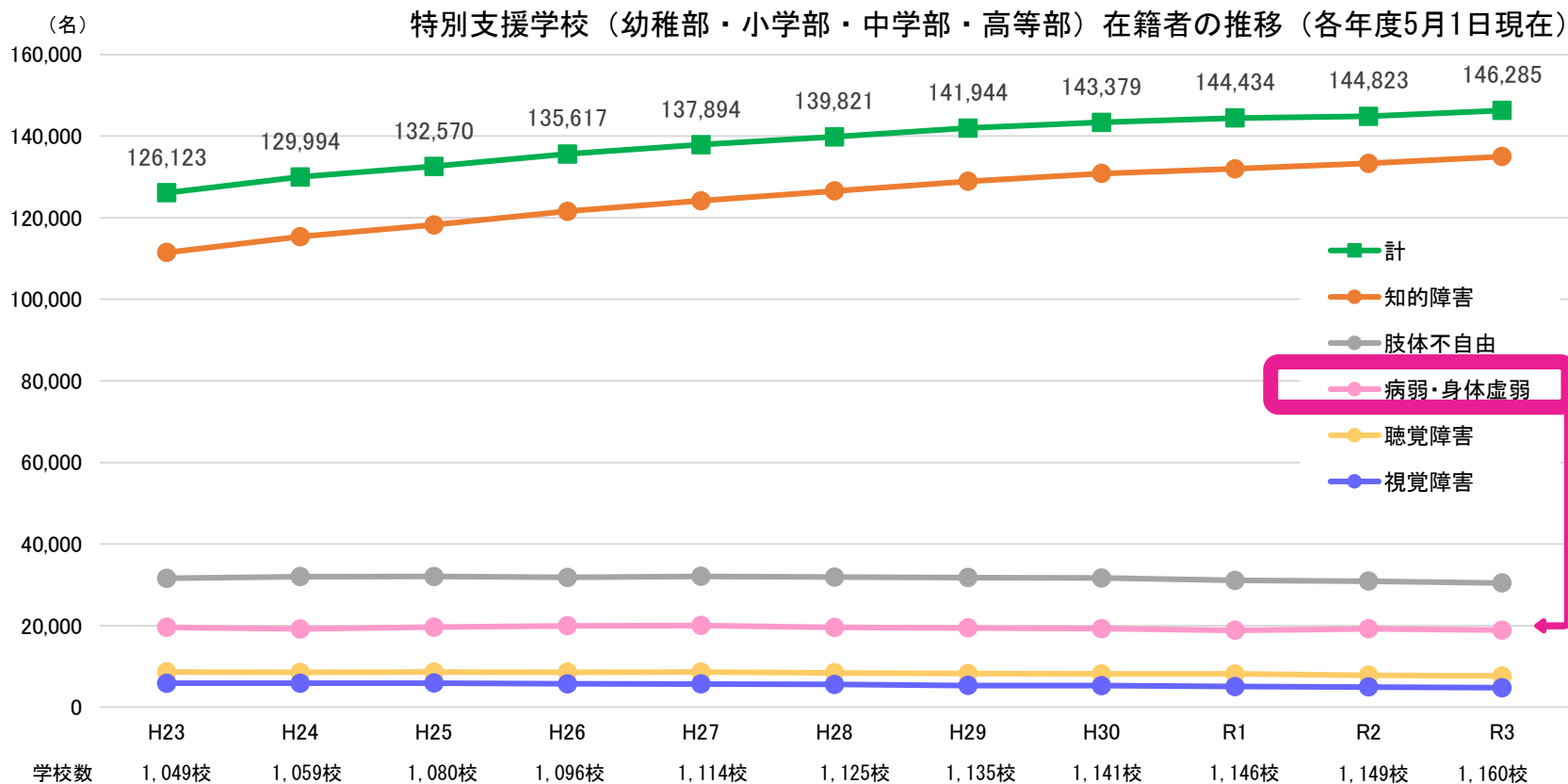


## 2. 病弱・身体虚弱特別支援学級



※病弱・身体虚弱児は小・中学校等の通常の学級にも在籍。少数ではあるが、通級による指導を受けている児童生徒もいる。

# 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



## 【令和3年度の状況】

学校数	併置校と単独校を合わせた数	154校	病弱・身体虚弱	計
在籍者数		18,896人	154	1,512
学級数	病弱・身体虚弱単独校のみの数	56校	18,896	196,281
		2,113人	7,518	56,540

(出典) 学校基本調査

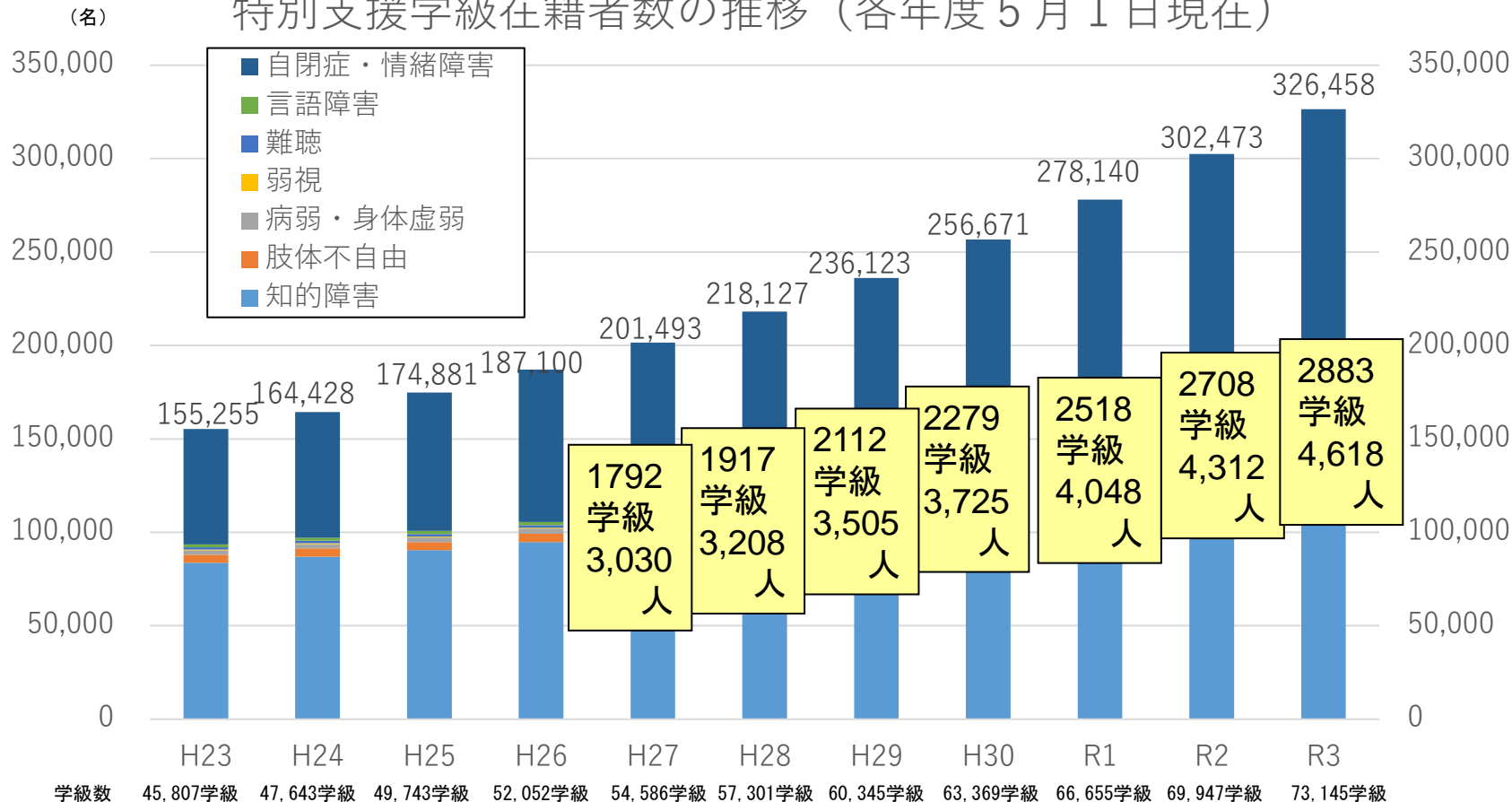
※平成19年度より、複

それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

複数の障害を有する者については、そ

# 特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



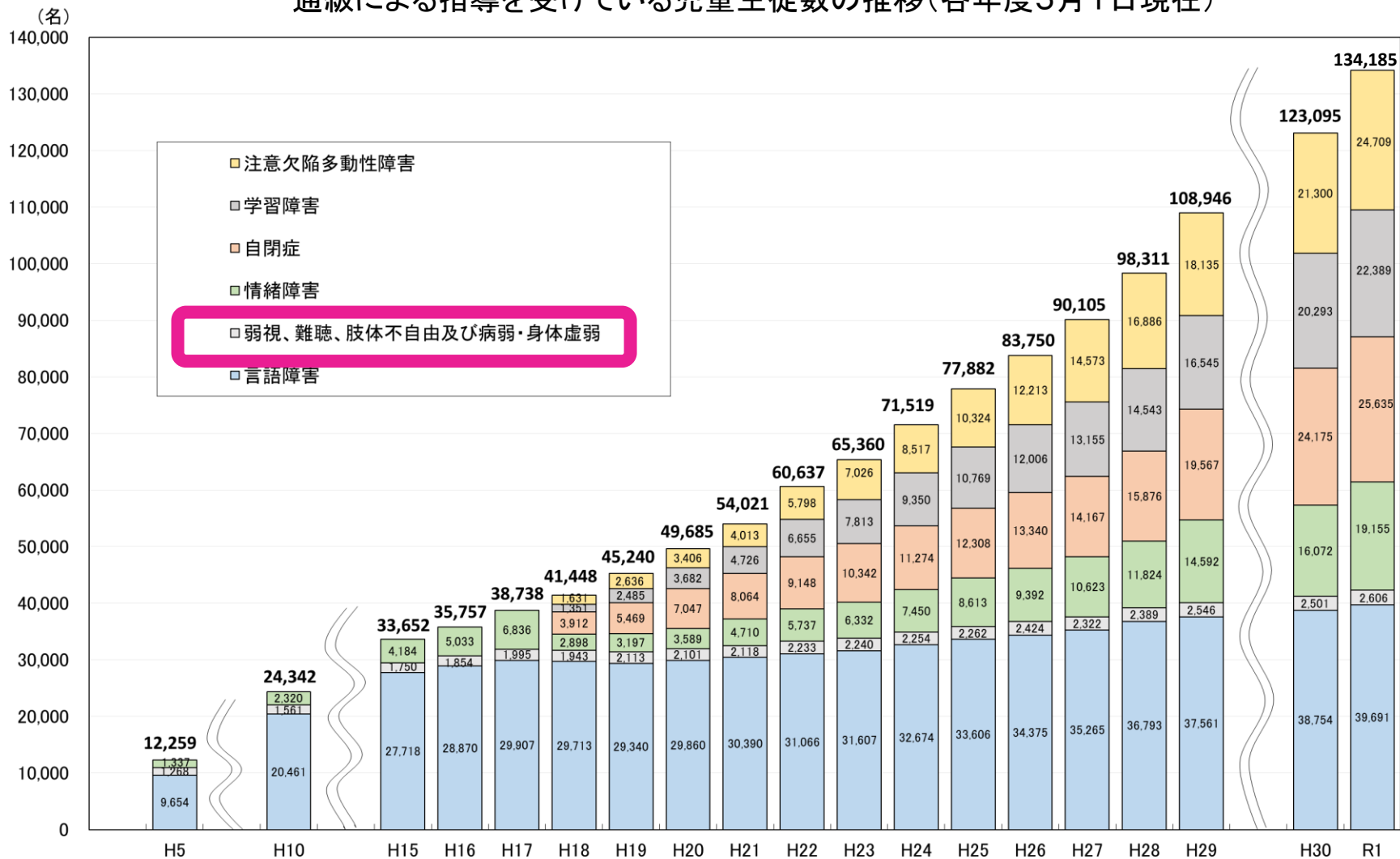
【令和3年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	31,227	3,191	2,883	544	1,341	692	33,267	73,145
在籍者数	146,948	4,653	4,618	631	1,931	1,355	166,322	326,458

(出典)学校基本調査

# 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。



# 通級による指導を受けている児童生徒数

(令和元年5月1日現在)

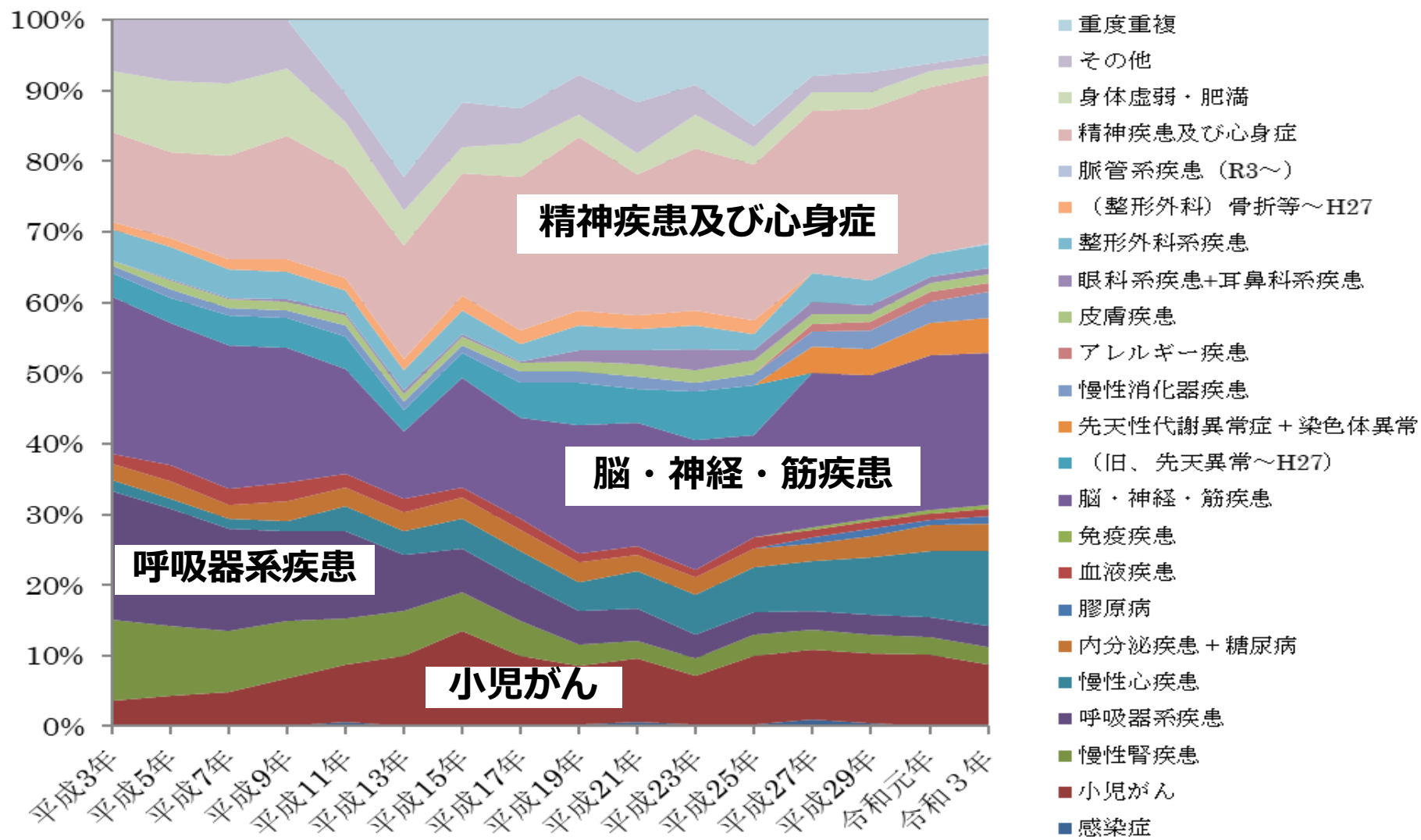
		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱
小学校	国立	82	36	10	8	-	2	22	4	-	-
	公立	116,518	39,062	21,216	15,950	191	1,770	17,607	20,616	82	24
	私立	33	8	11	2	-	3	3	6	-	-
	計	116,633	39,106	21,237	15,960	191	1,775	17,632	20,626	82	24
中学校	国立	10	-	3	2	1	2	-	2	-	-
	公立	16,711	555	4,035	3,082	24	414	4,623	3,929	35	14
	私立	44	1	13	7	2	7	8	2	3	1
	計	16,765	556	4,051	3,091	27	423	4,631	3,933	38	15
高等学校	国立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	732	29	337	103	-	2	115	143	1	2
	私立	55	-	10	1	4	7	11	7	3	12
	計	787	29	347	104	4	9	126	150	4	14
計	国立	92	36	13	10	1	4	22	6	-	-
	公立	133,961	39,646	25,588	19,135	215	2,186	22,345	24,688	118	40
	私立	132	9	34	10	6	17	22	15	6	13
	計	134,185	39,691	25,635	19,155	222	2,207	22,389	24,709	124	53

※障害種を分けずに通級による指導を実施している場合は、学校が主障害と判断した障害種に計上。  
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。  
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年

令和元年 53人  
平成30年 31人

# 疾患群別の病弱児の割合の推移

全国病弱虚弱教育研究連盟「全国病類調査」を基に作成



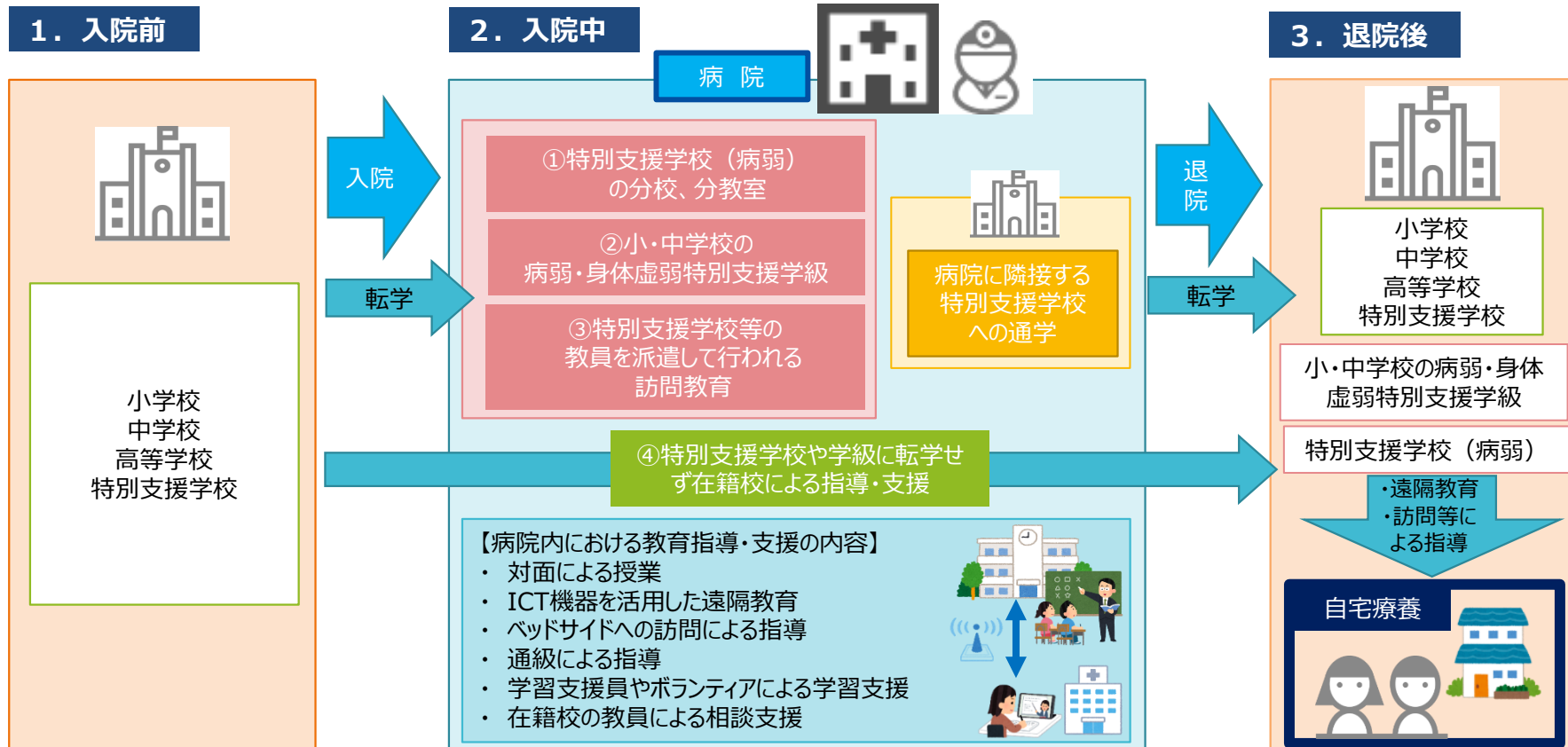
※重度重複を除く相対頻度



# 入院等による病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）

## 概要

- ・ 病気等により病院に入院している児童生徒に対しては、病院内において多様な教育の場が提供されている。
- ・ 特別支援学校（病弱）の分校・分教室や小中学校の特別支援学級（病弱）に転学したり、転学をせずに在籍している学校の教員による指導や支援を受けたりすることができる。
- ・ これら学びの場においては、対面による授業やICT機器を活用した遠隔教育、ベッドサイドへの訪問による指導などが行われている。
- ・ 学習支援として、学習支援員やボランティアを活用している場合もある。
- ・ 退院後に自宅療養をする場合であっても、訪問による指導やICT機器を活用した遠隔教育を受けることができる。



## 内容

1. 病弱教育の現在の状況
  - 2. 学習指導要領**
  3. 遠隔教育
  4. 病弱教育に関する最近の動向
  5. さいごに
- ※ 参考資料

# カリキュラム・マネジメント

小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節の4）  
高等部学習指導要領（第1章第2節第1款の5）

## **教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の 教育活動の質の向上を図っていくこと**

- (ア)教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- (イ)教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- (ウ)教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- (エ)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと。

# 指導と評価の一体化の必要性の明確化

学習指導要領の総則において指導と評価の一体化の必要性が明確化された。

## ○学校教育法施行規則(抄)

### 第二十四条

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

### 第五十七条

小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

※中学校、高等学校、特別支援学校についても同様に規定。

指導要録の作成や  
成績の評価について規定

## ○平成29年改訂特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則

### 第4節 教育課程の実施と学習評価

#### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1章第2節の3の(1)から(3)までに示すこと(引用注:資質・能力の3つの柱の育成)が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。(略)

#### 2 学習評価の充実

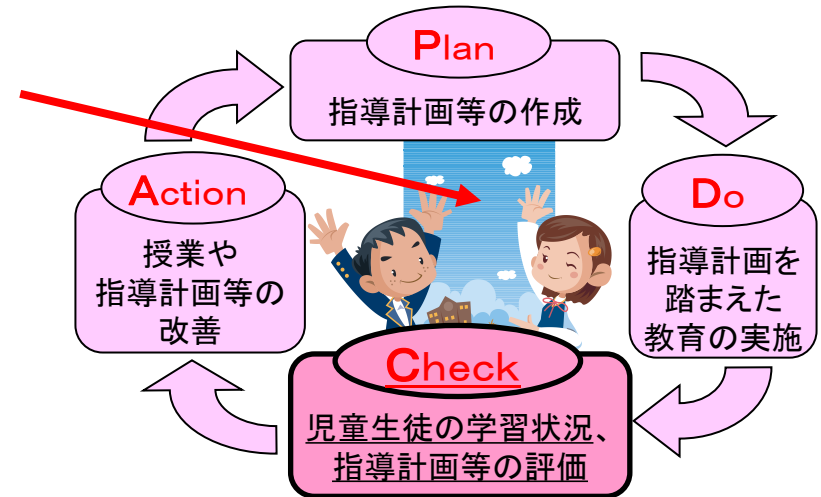
(1) 児童又は生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

指導と評価の一体化の  
必要性を明確化

# 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

- 指導と評価の一体化を図るためには、**児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価**という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切。



- 特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要。

(授業改善の例)

- ・児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫
- ・自らの考えを記述したり話し合ったりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりする 等

# 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第2章第1節第1款の4)

## 特別支援学校高等部学習指導要領(第2章第1節第2款の4)

### 病弱者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童(生徒)の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

	特別支援学校小・中学部 学習指導要領	特別支援学校高等部 学習指導要領
(1) 指導内容の精選等	個々の児童の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。	個々の生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科・科目等相互の関連を図ったりして、系統的、発展的な学習活動が展開できるようにすること。
(2) 自立活動の時間における指導との関連	健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。	健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、主体的に自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
(3) 体験的な活動における指導方法の工夫	体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。	体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

# 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第2章第1節第1款の4)

## 特別支援学校高等部学習指導要領(第2章第1節第2款の4)

### 病弱者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校

	特別支援学校小・中学部 学習指導要領	特別支援学校高等部 学習指導要領
(4) 補助用具や補助的 手段, コンピュータ 等の活用	児童の身体活動の制限や認知の特性, 学習環境等に応じて, 教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに, コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し, 指導の効果を高めるようにすること。	生徒の身体活動の制限や認知の特性, 学習環境等に応じて, 教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに, コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し, 指導の効果を高めるようにすること。
(5) 負担過重とならな い学習活動	児童の病気の状態等を考慮し, 学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。	生徒の病気の状態等を考慮し, 学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
(6) 病状の変化に応じ た指導上の配慮	病気のため, 姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については, 姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。	病気のため, 姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な生徒については, 姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

## テレプレゼンスロボット、ICT端末等の活用

病室から子供が操作することができるテレプレゼンスロボットを学校の教室の自分の机に置いて、学習活動を展開している。

### ○テレプレゼンスロボットの活用

- ・据え置き型
- ・教室で授業を受けている児童生徒と病室から遠隔で授業を受けている児童が個々に支援を行わなくても進めていけるスピード感・一体感が、『つながり』を感じることができようになっている。

### □自走型

自分で操作して見たい所に行き、得たい情報や新しい発見ができた時には、『自分で探した』という達成感を味わうことができるようになっている。





## 内容

1. 病弱教育の現在の状況
  2. 学習指導要領
  - 3. 遠隔教育**
  4. 病弱教育に関する最近の動向
  5. さいごに
- ※ 参考資料

# 病気療養児等に関する遠隔教育に関する通知

小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

＜平成30年9月20日付け 文部科学省初等中等教育局長通知＞

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm)

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）

＜令和元年11月26日付け 文部科学省初等中等教育局長通知＞

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1422971.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1422971.htm)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

＜令和2年5月15日付け 文部科学省初等中等教育局長通知＞

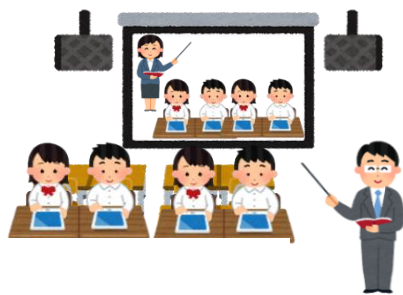
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1422988\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988_00001.htm)

# 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年6月）で示された遠隔授業の類型

## 合同授業型

- 児童生徒が**多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実**を図る。

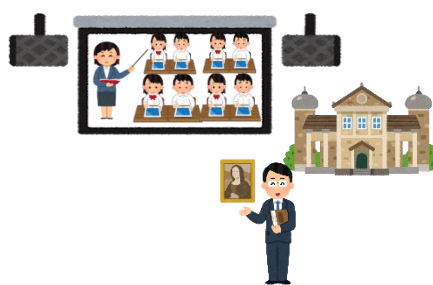
教師 + 児童生徒



## 教師支援型

- 児童生徒の**学習活動の質を高める**とともに、**教員の資質向上**を図る。

ALTや専門家等

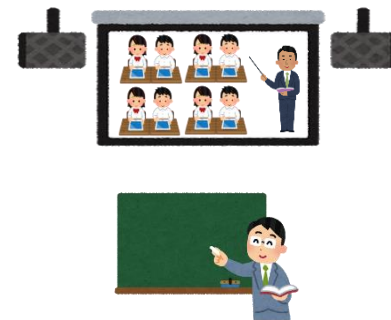


## 教科・科目充実型

※ 高等学校段階のみ

- 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、**学習機会の充実**を図る。

当該教科の免許状を保有する教師



送信側



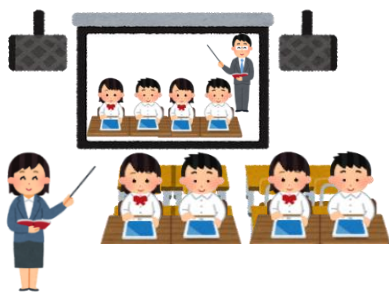
同時双方向



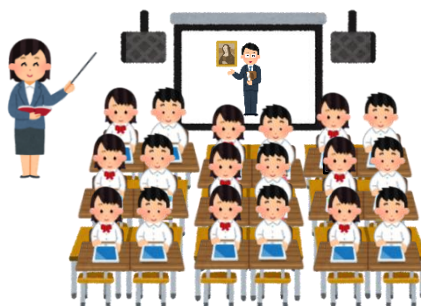
同時双方向



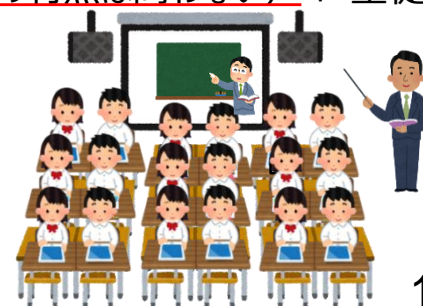
教師 + 児童生徒



教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない） + 生徒



受信側

# 小・中学校段階における病気療養児に対する

## 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

### 通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。



#### ◆留意事項

- 配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

# 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、 遠隔教育（メディアを利用して行う授業）の要件緩和について

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件**や**単位修得数等の上限**）を緩和。

## 遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

### ● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

（27年告示第92号）

### ● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。

（学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項）

### ● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置（当該教科の免許保有者以外でも可）

（27年施行通知）

### ● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者

（27年施行通知）

## 病気療養中等の生徒に対する特例

### ● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

### ● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。**ただし、以下の点に留意すること。

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**
- ◆ **配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**

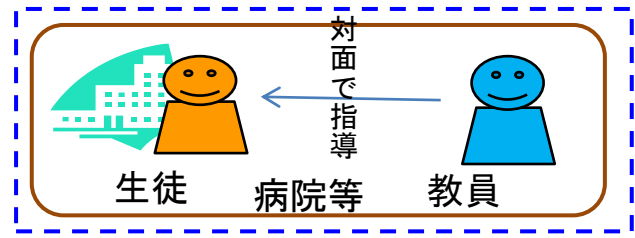


※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。

# 特別支援学校高等部の療養中及び訪問教育の生徒に対する遠隔教育について

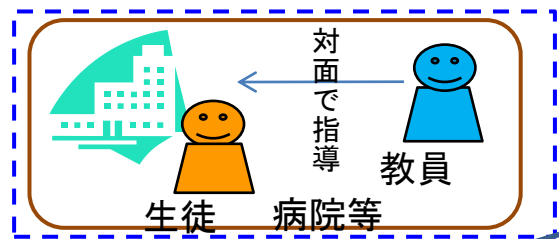
## ○学び方のイメージ

### ■訪問教育の場合

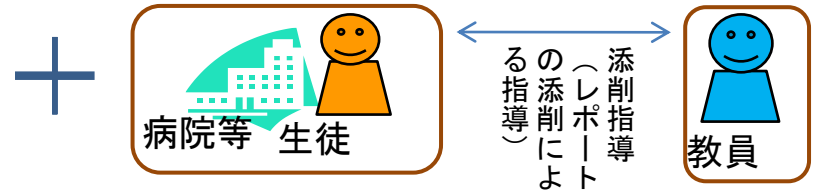


### ■各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合

   … 枠囲みの中の者は同じ場所にいる  
   … 枠囲みの中の者は同じ時間を共有する



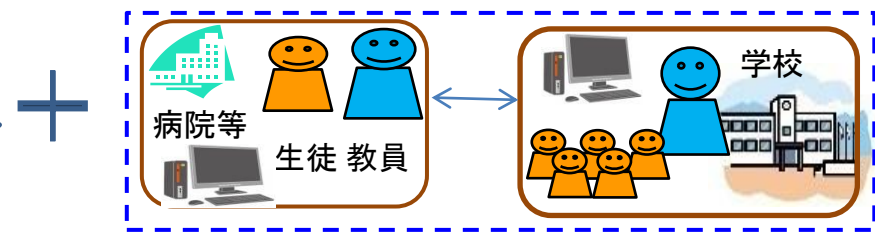
#### I 添削指導及び面接指導



#### II メディアを利用して行う授業

※各教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うことが必要。

##### ① 同時双方向型



学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

##### ② オンデマンド型



別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講をすることが可能な方式

H27年度制度化

令和元年通知

令和2年学校教育法施行規則改正

# 高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）

2文科初第1818号令和3年2月26日

## 抜粋

### 改正後

対面により行う授業の時間数  
50分を1単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上（各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定めること。この場合において、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いるものとする。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部  
各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。

### 改正前

対面により行う授業の時間数  
50分を1単位時間とした場合、次のような時間数を標準とすること。  
(1) 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 1単位時間以上  
(2) 理科に属する科目 4単位時間以上  
(3) 保健体育に属する科目のうち「体育」5単位時間以上  
(4) 保健体育に属する科目のうち「保健」1単位時間以上  
(5) 芸術及び外国語に属する科目 4単位時間以上  
(6) 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目 各教科・科目の必要の応じて2～8単位時間以上

上記を参考にしつつ各高等学校等において適切に時間数を定めること。  
総合的な学習の時間  
学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの  
特別支援学校の高等部における自立活動

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部  
各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。

## 抜粋

### 改正後

#### 高等学校及び中等教育学校の後期課程

施行規則第96条第2項の規定により、全課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、36単位を超えないものとされているところ、授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。

#### 特別支援学校の高等部

施行規則第133条第2項の規定により、全課程の修了の要件として定められた単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業の方法によるものは、それぞれ二分の一に満たないものとされているところ、その単位数又は授業時数の算定も同旨とすること。

### 改正前



## 内容

1. 病弱教育の現在の状況
  2. 学習指導要領
  3. 遠隔教育
  4. 病弱教育に関する最近の動向
  5. さいごに
- ※ 参考資料

## 第2期政務官タスクフォースの概要・成果

### 検討の背景

特別支援教育へのニーズや認識の高まりから、特別支援教育を受ける子供が増加しており、教育環境等で様々な問題が生じている。障害の有無に関わらず誰もがその個性や能力を伸ばし発揮できる環境の整備を推進することを目的として、鰐淵文部科学大臣政務官を座長とする「今後の特別支援教育の在り方に関するタスクフォース」を文部科学省内に設置。

#### (検討体制)

主査：鰐淵文部科学大臣政務官                      副主査：初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画・防災部長  
本部員：大臣官房審議官（初等中等教育局担当）、大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官、  
大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、  
初等中等教育局財務課長、初等中等教育局参事官（高等学校担当）、初等中等教育局特別支援教育課長

### 開催実績

主に3つの検討事項（**(1) 高等学校段階における障害のある生徒への支援**、**(2) 病気療養児への教育支援**、**(3) 特別支援学校の施設整備**）について、有識者との意見交換を含む会議（3回）と学校視察（1箇所）等を行い検討を進め、次頁以降の成果をあげた。

#### 第6回（令和4年3月31日）

- 高等学校段階における障害のある生徒への支援及び病気療養児への教育支援の現状について
- 特別支援学校の教室不足の現状及びWGの設置について
- 今後のスケジュールについて

#### 視察（令和4年4月26日）

- 東京都立秋留台高等学校  
（学び直しや高校通級の観点）

#### 特別支援学校の施設整備に関するWG

第1回（令和4年4月27日） 第2回（令和4年5月18日）

第3回（令和4年5月30日）

- 都道府県ヒアリングの経過報告について

#### 第7回（令和4年5月20日）

- オンラインヒアリング及び質疑応答
  - ・千葉県立仁戸名特別支援学校  
（病気療養児のICTを活用した支援）
  - ・鳥取県教育委員会（出身中学と高等学校との情報共有）
  - ・群馬県教育委員会（通級の効果的・効率的な実施形態）
- 事務局説明（視察報告、高校通級、病気療養児の教育支援）
- 特別支援学校の施設整備に関するWGにおける議論の報告

#### 第8回（令和4年5月31日）

- とりまとめに向けた議論

## 実態調査の実施・オンデマンド型の授業の検討

### 【経緯・現状】

- ◆ 平成30年度に行った実態調査において、学習指導等の支援を受けていない病気療養児が一定程度存在することや、ICTの活用状況が2%程度に留まることが確認された。
- ◆ 当該調査の後に行われた、ICTを活用した同時双方向型授業配信に関する制度改正等や、GIGAスクール構想に基づく端末整備の本格実施も踏まえ、病気療養児の学びの現状や制度的な課題を改めて把握し、支援策を検討する必要がある。
- ◆ また、病気療養児については同時双方向型授業配信によって出席扱いにできることとしているが、時々の病状により教育機会の保障として不十分な可能性もあることや、不登校児との制度との整合性に留意が必要である。

### 【今後取り組むべき内容】

- ◆ 今後、病気療養児の学びの場の把握や、ハード・ソフト両面からの課題の洗い出し等を図るため、実態把握のための調査を改めて実施する必要がある。
- ◆ また、時々の病状により、同時双方向型授業配信のみでは教育機会の保障として十分でない可能性も踏まえ、ICTを活用した授業の出席扱いに関する通知の取扱いの見直しに取り組んだ上で、より効果的なオンデマンド型の授業に係る調査研究を実施するべきである。

# 「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書(概要)

(令和4年6月9日)

厚生労働省HPより

- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制を実現するため、市町村等における相談支援体制、第8次医療計画の策定に向けた基本的な考え方、精神科病院に入院する患者への訪問相談、医療保護入院、患者の意思に基づいた退院後支援、不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組、精神病床における人員配置の充実、虐待の防止に係る取組について検討し、今後の取組について取りまとめた。

関係法令等の改正や令和6年度からの次期医療計画・障害福祉計画・介護保険事業(支援)計画の策定に向けて、次期診療報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定・介護報酬改定等の必要な財政的方策も含め、具体的な改正内容について検討を進め、その実現を可能な限り早期に図るべき。

## 基本的な考え方

- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、病状の変化に応じ、保健、医療、障害福祉・介護、居住、就労等の多様なサービスを、身近な地域で切れ目なく受けられるようにすることが必要。

## 対応の方向性

### 精神保健に関する市町村等における相談支援体制

- 身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することが重要。

### 第8次医療計画の策定に向けて

- 地域における多職種・多機関の有機的な連携体制の構築が重要。
- 各疾患等について、その特性を踏まえた医療提供体制の検討が必要。

### 精神科病院に入院する患者への訪問相談

- 人権擁護の観点から、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、医療機関外の者との面会交流を確保することが必要。

### 医療保護入院

- 安心して信頼できる入院医療が実現されるよう、以下の視点を基本とすべき。
  - ・ 入院医療を必要最小限にするための予防的取組の充実
  - ・ 医療保護入院から任意入院への移行、退院促進に向けた制度・支援の充実
  - ・ より一層の権利擁護策の充実
- 家族等同意の意義、市町村の体制整備のあり方等を勘案しながら、適切な制度のあり方を検討していくことが必要。

### 患者の意思に基づいた退院後支援

- 退院後支援については、津久井やまゆり園事件の再発防止策を契機とした取組ではないことを明文で規定した上で、推進に向けた方策を整理していくことが求められている。

### 不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組

- 安心して信頼できる入院医療を実現するには、患者の権利擁護に関する取組がより一層推進されるよう、医療現場において、精神保健福祉法に基づく適正な運用が確保されることが必要。

### 精神病床における人員配置の充実

- より手厚い人員配置のもとで良質な精神科医療を提供できるよう、個々の病院の規模や機能に応じた適切な職員配置の実現が求められる。

### 虐待の防止に係る取組

- より良質な精神科医療を提供することができるよう、虐待を起こさないことを組織風土、組織のスタンダードとして醸成していくための不断の取組が重要。

# 心のサポーター養成事業

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。

※メンタルヘルス・ファーストエイド (MHFA) の実践体制

## ◆インストラクター

2日間の指導者研修を受講  
(研修のコツと実際・模擬研修・評価とフィードバック)

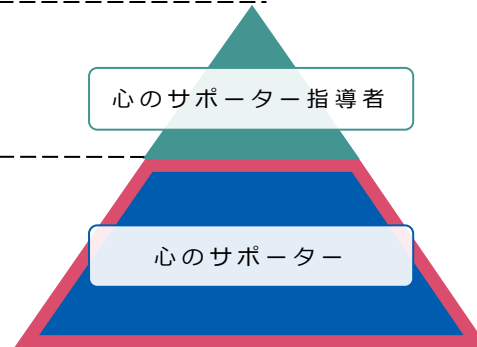
## ◆エイダー

2日間のMHFA実施者研修を受講  
(MHFAの基本理念・うつ病・不安障害・精神病・依存症等への対応)

### MHFAの実践体制



### 心のサポーター養成の仕組み



※心のサポーターの養成体制

#### ◎心のサポーター指導者

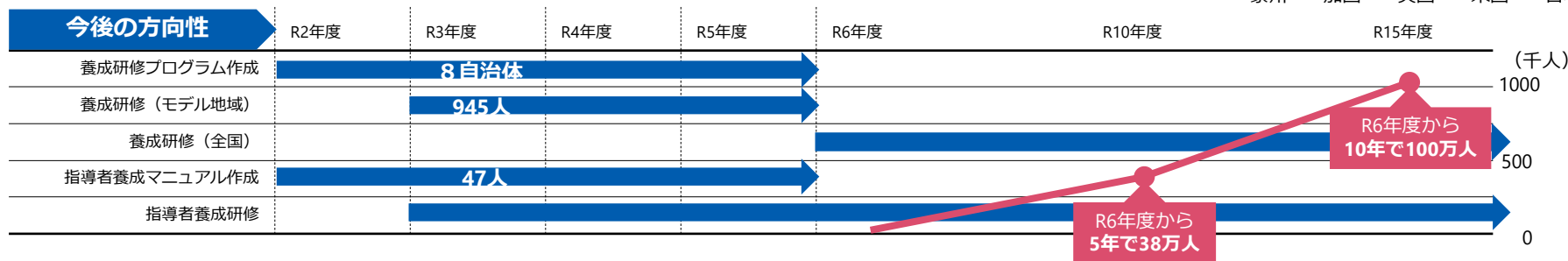
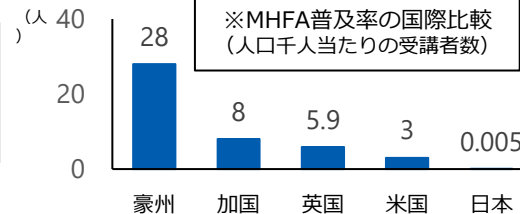
- MHFAのインストラクター及びエイダーであること
- 2時間の指導者研修を受講

#### ◎心のサポーター

- 2時間の実施者研修を受講

### 心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」(小学生からお年寄りまでが対象)  
⇒ MHFAの考え方に基づいた、**2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用**(座学+実習)



# 心のサポーター養成事業



NIPPON COCORO ACTION R4年度委託事業者：国立精神・神経医療研究センター（NCNP） 精神保健研究所

<https://cocoroaction.jp>



**NIPPON  
COCORO  
ACTION**

はじめまして。

NIPPON COCORO ACTION です。  
こころの不調に悩む人をサポートする  
「こころサポーター」を日本全国に  
広げていく取り組みをしています。

「こころサポーター」といっても  
むずかしい資格や専門知識は要りません。  
いつか役立つメンタルヘルスの基礎や、  
人の悩みを聴くスキルを学びます。

誰もがこころの不調を経験する時代。  
そのサインに気づける周りの人や、  
こころの応急手当のできる人を  
増やしていくことがとても大切です。

メンタルヘルスの理解を広めていき、  
こころの不調で悩む人が話しやすい環境を  
このアクションからつくっていきます。

**こころは見えない。  
だから、聴く。**

**NIPPON COCORO ACTION**  
心のサポーター養成事業

今後の方向性	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度～
養成研修プログラム作成	→	→	→	→	
養成研修（モデル地域）		→	→	→	
養成研修（全国）					→
指導者養成マニュアル作成	→	→	→	→	
指導者養成研修		→	→	→	→

# 大学入学共通テストにおける受験上の配慮

## ●リーフレット（大学入試センターホームページに掲載）

### 令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト 障害等のある方への 受験上の配慮について

#### ■ 受験上の配慮ってなに？

大学入学共通テストでは、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態に応じた受験上の配慮を行っています。

例えば以下のような配慮があります。

- ・ 解答方法や試験時間に関する配慮  
(マークシート解答に代えてチェック・文字・代筆で解答に変更等)
- ・ 試験室や座席に関する配慮  
(出入口近くの座席やトイレに近い試験室への指定等)
- ・ 持参して使用するものに関する配慮  
(日常生活で使用している補聴器・松葉杖・車椅子や読書補助具の使用等)

令和5年度大学入学共通テストにおける受験上の配慮事項については、ホームページで7月中旬公開予定の「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」をご確認ください。

#### ■ 受験上の配慮を希望したい場合はどうすればいい？

受験上の配慮を希望する場合は、「受験上の配慮申請」が必要です。大学入試センターは志願者からの申請を審査の上、配慮事項を決定します。詳細は、「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」をご確認ください。

#### ■ 大学入試センターでは事前相談を随時受け付けています。

大学入試センターでは受験上の配慮に関する相談を随時受け付けています。「どんな配慮をしてもらえるか?」、「申請するには何が必要か?」、「何からはじめればいいのか?」など、疑問やご質問等ございましたら、できるだけ早めにお問合せください。

#### 〈お問い合わせ先〉

#### 独立行政法人大学入試センター事業第1課

TEL 03-3465-8600 (9:30~17:00 土・日曜、祝日、12月29日~1月3日を除く)  
FAX 03-3465-1771 (電話での問合せが難しい障害等のある方専用FAX)

<https://www.dhc.ac.jp/>

## ●主な配慮事項

(令和4年度大学入学共通テスト 受験上の配慮案内から抜粋)

配慮の種別	主な配慮事項
解答方法や試験時間に関する配慮	点字解答 (試験時間を1.5倍に延長)
	文字解答 (試験時間を1.3倍に延長 又は 延長なし)
	チェック解答 (試験時間を1.3倍に延長 又は 延長なし)
	代筆解答 (試験時間を1.3倍(科目によっては1.5倍)に延長 又は 延長なし)
	上記のほか、マークシート解答においても試験時間を1.3倍に延長する場合があります。
試験室や座席に関する配慮	1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験
	洋式トイレ又は障害者用トイレ(バリアフリートイレ)に近い試験室で受験
	窓側の明るい座席を指定、座席を前列に指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定
	別室の設定
持参して使用するものに関する配慮	拡大鏡等の持参使用(拡大読書器を含む。)
	照明器具の持参使用
	補聴器又は人工内耳の装用(コードを含む。)
	特製机・椅子の持参使用
	車椅子の持参使用
	杖の持参使用
その他の配慮	拡大文字問題冊子(14ポイント・22ポイント)の配付
	照明器具の試験場側での準備
	手話通訳士等の配置
	注意事項等の文書による伝達
	リスニングの免除
	リスニングにおける音声聴取の方法の変更
	試験場への乗用車での入構
	試験室入口までの付添者の同伴
介助者の配置	
	特製机・椅子の試験場側での準備

○ 障害等の種類や程度にかかわらず、必要な配慮事項を申請することができます。

○ 上表に記載のない配慮事項についても申請することができます。

## 内容

1. 病弱教育の現在の状況
  2. 学習指導要領
  3. 遠隔教育
  4. 病弱教育に関する最近の動向
  5. さいごに
- ※ 参考資料



# 特別支援学校(病弱)への期待

- ・学習指導要領の着実な実施  
(指導と評価の一体化、カリキュラム・マネジメント等)
- ・ICTの効果的な活用  
(GIGAスクール構想による一人一台端末・  
入出力支援装置)
- ・関係機関との連携  
(小・中学校等に在籍する病気療養児への支援)

制限がある中でも、各学校において創意工夫あふれる実践をしていただきありがとうございます。

これからも、子供たちの心に寄り添う指導及び支援をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました

## 内容

1. 病弱教育の現在の状況
2. 学習指導要領
3. 遠隔教育
4. 病弱教育に関する最近の動向
5. さいごに

※ 参考資料

## 「病気療養児の教育について」

(平成6年12月21日文初特294号 通知)

### 病気療養児の教育の改善充実のための留意事項

- 一 入院中の病気療養児の実態の把握
- 二 適切な教育措置の確保
- 三 病気療養児の教育機関等の設置
- 四 教職員等の専門性の向上

#### 病気療養児の 教育の意義

#### 「病気療養児の教育について(審議のまとめ)」

病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議

- ・ 学習の遅れの補完、学力の補償
- ・ 積極性・自主性・社会性の涵養
- ・ 心理的安定への寄与
- ・ 病気に対する自己管理能力
- ・ 治療上の効果等

退院後の適応、再発の頻度の低下、健康の回復やその後の生活に大きく寄与するQOLの向上

# 「病気療養児に対する教育の充実について」

(平成25年3月4日24初特支第20号 通知)

今後の病気療養児への指導等の在り方について、「病気療養児の教育について（平成6年初中局長通知）」により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意する事項を整理し教育委員会等へ通知。

## 1. 小児がん拠点病院の指定に伴う対応

- (1) 病気療養児の転学及び区域外就学に係る手続について、可能な限りその簡素化を図るとともに、それらの手続きが滞ることがないようにする。
  - (2) 入院中の病気療養児の交流及び共同学習についても、その充実を図る。
  - (3) 後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、関係機関の間で共有を図り、適切に対応すること。
  - (4) 病弱者を対象とする特別支援学校は、小・中・高等学校等の要請に応じて、病気療養児への指導に係る助言又は援助に努めること。
- ※ 平成6年通知の内容：転学手続が完了していない児童生徒についても、病弱養護学校等において、實際上教育を受けられるような配慮が望まれること。 など

## 2. 病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応

- (1) 当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、当該病気療養児のための教育環境の整備を図ること。
- (2) 当該病気療養児に対する指導に当たり、訪問教育やICT等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行うこと。
- (3) 退院後にも教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保すること。

# 障害のある子供の教育支援の手引

